平成２２年（フ）第１５９号
福島県郡山市大町１丁目14番14号　ラフィネス郡山502号
債務者　山﨑富士子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
福島県郡山市石渕町６番３号　ロイヤルコーポ104号
債務者　**草**野　栄子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
福島県須賀川市岡東町150番地２　安田荘10号
債務者　薄井由江子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
福島県郡山市若葉町６番４号　ときわ荘206号
債務者　佐久間　勇
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６８３号
埼玉県川口市赤井１丁目11番１号
債務者　淺水　猛志
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
石川県能美市福島町ヨ128番地、従前の住所石川県能美市粟生町へ70番地１
債務者　朝日亜矢子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第３１２号
長野県松本市村井町南１丁目25番40号、旧住居表示長野県松本市大字芳川村井町251番地４
債務者　奥原　清市
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３３３号
長野県松本市深志２丁目９番11号　木下アパート２Ｆ
債務者　吉野　啓子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８８２号
愛知県小牧市新町２丁目49番地　グリーンコーポＢ102、住民票上の住所愛知県小牧市常普請１丁目255番地２
債務者　後藤　倫子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３００５号
名古屋市北区長喜町３丁目13番地　新一荘１階ハ号
債務者　佐古田　徹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２４７号
名古屋市中川区下之一色町字三角18番地
債務者　七野　祥子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７３号
高知県香南市野市町大谷1148番地２
債務者　永田　計子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４０号
高知県土佐市高岡町甲1536番地
債務者　森澤　貞水
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７４９号
高知市桟橋通４丁目16番44号　コーポ三粧303号
債務者　前田　早喜
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５１号
高知県南国市小籠２丁目10番３号
債務者　宮地賢次郎
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５５号
高知市中秦泉寺30番地２　コーポゆかり７号
債務者　岡林　廣行
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６２号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｃ棟305号
債務者　福本　　圭
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　高知地方裁判所破産係